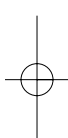
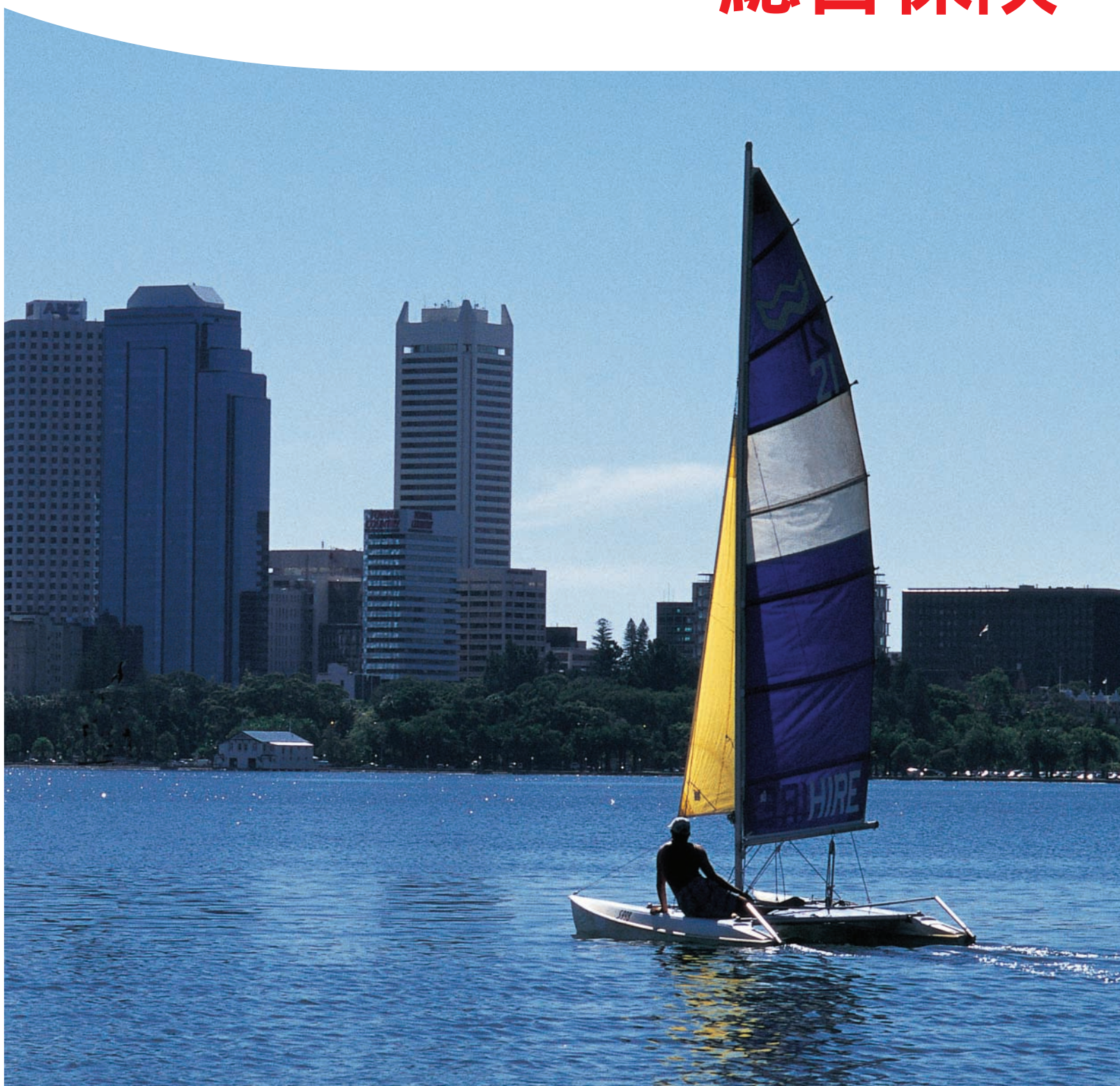


損保ジャパン



平成19年8月

ヨット・ モーターボート 総合保険



損保ジャパンのヨット・モーターボート総合保険は
ご愛用のヨットやモーターボートに生ずる事故か
ら皆様をお守りする保険です。
楽しいレジャーを安心して満喫していただくため
にこの保険をおすすめします。

この保険は、ヨットやモーターボートに起因して生じた下記の損害や費用を補償するもので
す。

- (1)船体に生じた損害.....船体保険
- (2)運航中に第三者に与えた賠償責任.....賠償責任保険
- (3)搭乗者の身体に生じた傷害.....搭乗者傷害特約
- (4)搭乗者の遭難の際の搜索費用.....搜索費用特約

4種類の補償のうち(1)、(3)、(4)については単独でご契約できません。

必ず他の種類の補償と合わせてご契約ください。

(1)と(2)をセットでご契約の場合には、保険料が割安になります。

この保険の対象となる船舶は.....

帆走ヨット(トン数を問いません)

総トン数20トン未満の非営業用モーターボート

営業用とは、対価を得て人または貨物を運ぶ場合をいいます。

総トン数5トン未満の船舶

ただし次のものはトン数を問わず除きます。

- ・水中翼船
- ・ホバークラフト
- ・漁船(つり船を除きます)
- ・作業船
- ・貨物の運搬を業とするもの

水上バイクの場合は、取扱代理店、またはお近くの損保ジャパンまでお問い合わせくださ
い。

船体保険

船体条項

船体保険のみを単独でご契約することはできません。
賠償責任保険、搭乗者傷害特約または搜索費用特約とセットでご契約ください。

§ こんなときにお役に立ちます

ヨット・モーターボートの保管中はもちろん、陸上輸送中、けい留中、水上運航中などに被った偶然な事故による損害(保険金をお支払いできない主な損害につきましては、次頁をご参照ください)を補償します。

たとえば、火災・落雷・爆発・他の船舶との衝突、沈没、座礁による破損、曲損、陸上輸送中の交通事故による損害、運航中の風水災による損害、などがこれに該当します。

§ ご契約の方法

船体保険の保険金額(ご契約金額)は、船体の時価額で設定してください。保険金額が時価額より低い場合は、保険金が減額されますのでご注意ください。

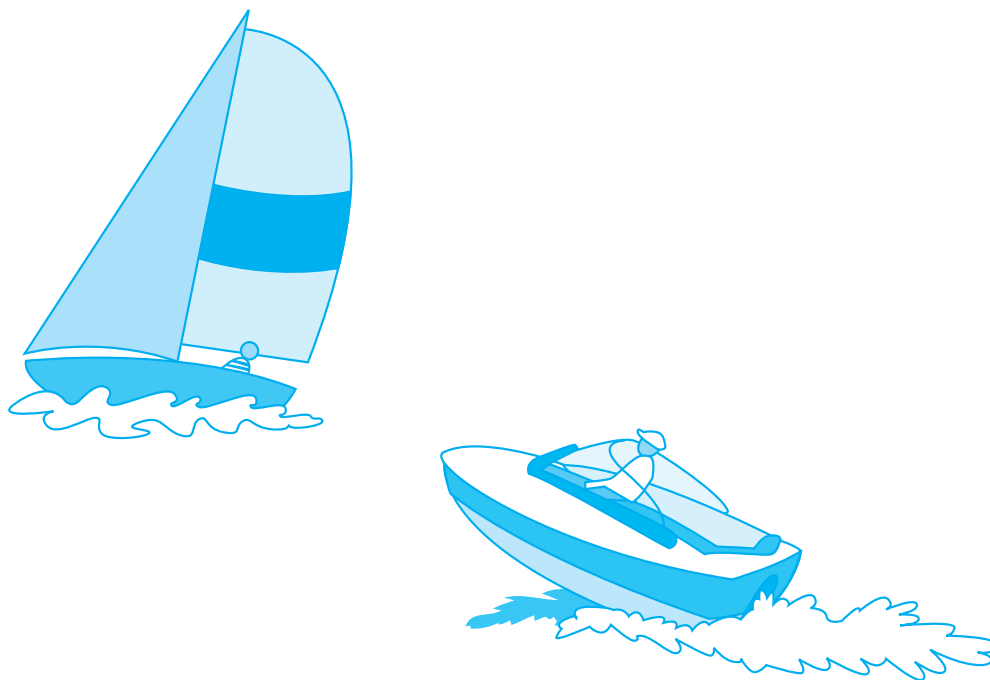
船舶に定着・装備されている標準機器・装備品、および別途申告いただければ付属機器・装備品は、船体保険の対象に含まれます。ただし、燃料・食料品・その他の消耗品は保険の対象とすることはできません。

§ 保険金のお支払い方法

時価額または保険金額のいずれか低い額を限度に次の算式により保険金をお支払いします。

$$\text{保険金} = (\text{損害額} - \text{免責金額(自己負担額)}) \times \frac{\text{保険金額(ご契約金額)}}{\text{保険価額(時価額)}}$$

保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。

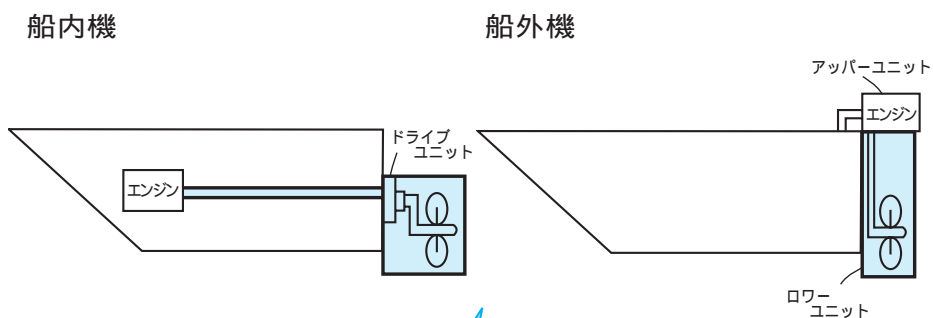


§ 保険金をお支払いできない主な場合

1. セール及びドライブユニット（船外機についてはローユニット）に生じた損害（但し船体が全損となった場合は除きます）
2. エンジンの焼付によりエンジン自体に生じた損害
3. レース中に生じた損害（公式・非公式を問わず、練習中を含みます）
4. 故意による損害
5. 地震、噴火、津波、核燃料物質、戦争、内乱、暴動などによる損害
6. 欠陥、摩滅、腐し、さび、その他自然の消耗
7. 故障損害（偶然な外来事故に起因しない電氣的・機械的的事故による損害）
8. エンジンの単独盗難（ただし、艇庫内に保管中または保管業者に寄託中の損害は対象となります）
9. 飲酒により正常な操縦ができないおそれがある状態で生じた損害
10. 航海中、艇庫内の保管中もしくは保管業者に寄託中以外の洪水、高潮、暴風雨、旋風、台風等による損害もしくはこれらに随伴して生じた損害
11. テロ行為による損害（他の条項・特約を含む合計保険金額が10億円以上の場合に限り）

……など

ドライブユニット（船外機については、ローユニット）とは、エンジンから出力された動力をプロペラに伝達する機構の総称およびプロペラを差します。（下図の の部分。）



§ 保険料

免責金額(自己負担額)の設定方法および標準保険料率は下記のとおりです。

(標準保険料率は保険金額1,000円、保険期間1年につき)

保 険 金 額	免責金額(自己負担額)	標 準 保 険 料 率
100万円以上	10万円以上	18円
100万円未満70万円以上	7万円以上	25円
70万円未満	5万円以上	25円

上記以外の免責金額(自己負担額)の設定はできません。また、保険金額にかかわらず、免責金額(自己負担額)を10万円以上で設定する場合の標準保険料率は18円となります。また、全損のみ担保特約を付帯した場合は一律15円となります。

保険料例

(保険期間1年・一時払の場合)

保 険 金 額	免責金額(自己負担額)	保 険 料
1000万円	10万円	180,000円
700万円	10万円	126,000円
500万円	10万円	90,000円
200万円	10万円	36,000円
100万円	10万円	18,000円
50万円	10万円	9,000円
50万円	5万円	12,500円

水上バイクについては、上記保険料率(保険料)と異なります。詳しくは取扱代理店、またはお近くの損保ジャパンまでお問い合わせください。



賠償責任保険

賠償責任条項

§ こんなときにお役に立ちます

被保険者(保険契約の対象となる方)が所有・使用・管理しているヨット・モーターボートに起因して生じた偶然な事故により第三者に損害を与えた場合に、被保険者が第三者に対して負担する法律上の賠償責任を補償いたします。

例えば、運航中過失により他船と衝突し、相手方に死傷を負わせたり、船を破損させた場合、または遊泳者に死傷を負わせた場合などがこれに該当します。

被保険者の範囲 この保険で対象となる賠償責任の負担者

- (1)保険証券記載の被保険者
- (2)保険証券記載の被保険者の同居の親族で保険の対象となる船舶を使用または管理中の者
- (3)保険証券記載の被保険者の承諾を得て保険の対象となる船舶を使用または管理中の者

ただし、船舶の修理、保管、販売、輸送、回航などを業務としている事業者などが業務として受託した船舶を使用または管理している間を除きます。

§ お支払いする保険金

1. 被害者に支払う損害賠償金
2. 被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用
3. 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬
.....など

§ 保険金をお支払いできない主な場合

1. レース中に生じた賠償責任(公式・非公式を問わず、練習中を含みます)
2. 故意による賠償責任
3. 地震、噴火、津波、核燃料物質、戦争、内乱、暴動などによる賠償責任
4. 保険の対象となる船舶に搭乗中の入または積載物に対する賠償責任
5. 被保険者の同居の親族に対する賠償責任
6. 被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体障害
7. テロ行為による賠償責任(他の条項・特約を含む合計保険金額が10億円以上の場合に限ります)
.....など

§ 保険金額および保険料

賠償責任保険における保険金額(ご契約金額)とは、事故が発生した際、保険金としてお支払いのできる限度額をいいます。対人賠償・対物賠償の区別はありません。

対象とするヨット・モーターボートに合わせて次の中からお選びください。

ヨット 免責金額(自己負担額)1事故につき1,000円

(保険期間1年・一時払の場合)

船 長	保 険 金 額	標 準 保 険 料	船体保険とセットでご契約いただいた場合の標準保険料
8 m以下	5,000万円	7,140円	6,430円
	3,000万円	6,760円	6,090円
	1,000万円	6,230円	5,610円
8 m超 } 13m以下	5,000万円	12,350円	11,120円
	3,000万円	11,700円	10,530円
	1,000万円	10,780円	9,700円
13m超	5,000万円	16,190円	14,570円
	3,000万円	15,330円	13,790円
	1,000万円	14,120円	12,710円

モーターボート 免責金額(自己負担額)1事故につき1,000円

(保険期間1年・一時払の場合)

馬 力	保 険 金 額	標 準 保 険 料	船体保険とセットでご契約いただいた場合の標準保険料
50馬力以下	5,000万円	8,840円	7,950円
	3,000万円	8,370円	7,530円
	1,000万円	7,710円	6,940円
50馬力超 } 100馬力以下	5,000万円	13,990円	12,590円
	3,000万円	13,240円	11,920円
	1,000万円	12,200円	10,980円
100馬力超	5,000万円	23,710円	21,340円
	3,000万円	22,450円	20,200円
	1,000万円	20,680円	18,610円

水上バイクについては、上記保険料と異なります。詳しくは取扱代理店、またはお近くの損保ジャパンまでお問い合わせください。

搭乗者傷害特約 搭乗者傷害危険 担保特約条項

搭乗者傷害特約のみを単独でご契約することはできません。

船体保険または賠償責任保険とセットでご契約ください。

§ お支払いする保険金

ヨット・モーターボートに搭乗中、急激かつ偶然な外来の事故により搭乗者がケガをした場合に次の保険金をお支払いします。(搭乗者傷害特約の保険金額(ご契約金額)については、次頁をご覧ください)

1. 死亡保険金

上記のケガにより事故の日から180日以内に死亡した場合

..... 1名あたりの保険金額の全額

2. 後遺障害保険金

上記のケガにより事故の日から180日以内に後遺障害を残した場合

..... 後遺障害の程度により1名あたりの保険金額の100% ~ 3%

3. 医療保険金

上記のケガにより医師の治療を要したとき

..... 日常生活もしくは平常の業務に支障がない程度に治癒するまでの期間の治療日数に対し、1日につき1名あたりの保険金額の1000分の1 (ただし、事故の日から180日限度)

(注1) ご希望により上記1、2のみのご契約も可能です。

(注2) 1回の事故につき、搭乗者1名に対しお支払いする保険金は上記1、2、3合計で1名あたりの保険金額を限度とします。

(注3) 1回の事故につきお支払いする保険金の総額は1事故あたりの保険金額を限度とします。

(注4) 1回の事故につき、搭乗者1名ごとの保険金の合計額が、1事故あたりの保険金額をこえるときは、搭乗者1名ごとの保険金の額の前記合計額に対する割合を1事故あたりの保険金額に乗じて、搭乗者1名ごとにお支払いする保険金の額を算出します。

§ 保険金をお支払いできない主な場合

1. レース中に生じた傷害(公式・非公式を問わず、練習中を含みます)
2. 日射、熱射または精神的衝動による身体障害
3. 故意による傷害
4. 闘争行為・自殺行為・犯罪行為による傷害
5. 飲酒により正常な操縦ができないおそれがある状態で生じた傷害
6. 創傷伝染病(敗血症、破傷風など)
7. 地震、噴火、津波、核燃料物質、戦争、内乱、暴動などによる傷害
8. 船舶の所有者、管理者等に無断で操縦されている間の傷害
9. テロ行為による傷害(他の条項・特約を含む合計保険金額が10億円以上の場
合に限ります)
.....など

§ 保険金額(ご契約金額)の決め方

搭乗者傷害特約では、まず1名あたりの保険金額を決めていただきます。(1000万円が限度となります)

次に船舶の定員数や常時搭乗する人数等により1事故あたりの保険金額を決めていただきます。

(例) 1名あたり100万円 1事故あたり300万円(1名の3倍)

§ 保険金額および保険料

次表の中からお選びください。

(保険期間1年・一時払の場合)

1名あたりの 1事故 あたりの 保険金額	1名あたりの保険金額の									
	1倍	2倍	3倍	4倍	5倍	6倍	7倍	8倍	9倍	10倍
1000万円	5,900円	10,000円	12,900円	14,900円	16,300円	17,300円	17,800円	18,300円	18,800円	19,300円
500万円	2,950円	5,000円	6,450円	7,450円	8,150円	8,650円	8,900円	9,150円	9,400円	9,650円
300万円	1,770円	3,000円	3,870円	4,470円	4,890円	5,190円	5,340円	5,490円	5,640円	5,790円
200万円	1,180円	2,000円	2,580円	2,980円	3,260円	3,460円	3,560円	3,660円	3,760円	3,860円
100万円	590円	1,000円	1,290円	1,490円	1,630円	1,730円	1,780円	1,830円	1,880円	1,930円
50万円	300円	500円	650円	750円	820円	870円	890円	920円	940円	970円

(注)1. 死亡および後遺障害のみの補償をご希望の場合は、上記保険料の約20%引になります。

2. 営業用・業務用のものについては上記保険料の約3倍となります。

(詳細につきましては取扱代理店、またはお近くの損保ジャパンまでお問い合わせください。)



搜索費用特約

搜索救助費用担保 特約条項

搜索費用特約のみを単独でご契約することはできません。

船体保険または賠償責任保険とセットでご契約ください。

§ お支払いする保険金

保険の対象となるヨット・モーターボートに搭乗している者が遭難(行方不明になった場合も含みます)した際の搜索・救出あるいは移送等に要した費用をお支払いいたします。

つまり、搜索者等からの請求に基づいて支出した費用のうち当社が正当と認められた費用を搜索費用特約の保険金額を限度に保険金としてお支払いします。

§ 保険金をお支払いできない主な場合

- 1 .レース中に生じた遭難(公式・非公式を問わず、練習中を含みます)
- 2 .故意による遭難
- 3 .闘争行為・自殺行為・犯罪行為による遭難
- 4 .飲酒により正常な操縦ができないおそれがある状態で生じた遭難
- 5 .地震、噴火、津波、核燃料物質、戦争、内乱、暴動などによって生じた遭難
- 6 .船舶の所有者、管理者等に無断で操縦された際の遭難
- 7 .テロ行為による遭難(他の条項・特約を含む合計保険金額が10億円以上の場合に限ります)
.....など

§ 保険金額(ご契約金額)および保険料

次表の中からお選びください。

(保険期間1年・一時払の場合)

保 険 金 額	保 険 料
50万円	1,430円
100万円	2,580円
200万円	4,010円



保険料例

例 1 ヨット

艇 長：7.4m
時 価 額：450万円

ご契約される保険・特約：船体保険 + 賠償責任保険 + 搜索費用特約

(保険期間1年・一時払の場合)

	保険金額 / 自己負担額	保 険 料
船 体 保 険	450万円 / 10万円	81,000円
賠償責任保険	3,000万円 / 1,000円	6,090円
搜索費用特約	200万円 / 0円	4,010円
合 計 保 険 料		91,100円

例 2 モーターボート

馬 力：8馬力
時 価 額：60万円

ご契約される保険・特約：船体保険 + 賠償責任保険 + 搭乗者傷害特約 + 搜索費用特約

(保険期間1年・一時払の場合)

	保険金額 / 自己負担額	保 険 料
船 体 保 険	60万円 / 5万円	15,000円
賠償責任保険	5,000万円 / 1,000円	7,950円
搭乗者傷害特約	1 名 500万円 / 0円 1 事故 2,000万円 / 0円	7,450円
搜索費用特約	100万円 / 0円	2,580円
合 計 保 険 料		32,980円

万一事故にあわれたら

万一事故にあわれたら、ただちに取扱代理店またはお近くの損保ジャパンまで必ず次の事項を文書で通知してください。(事故の日から30日以内にご通知のないときは保険金をお支払いできない場合があります。)

契約者および被保険者名
 事故発生の日時、場所
 事故の原因、状況
 (賠償保険事故の場合は)
 対人事故の場合は、被害者の住所、氏名、および通院または入院先の病院名
 対物事故の場合は、被害物件の内容
 (搭乗者傷害事故の場合は) 搭乗者名および通院または入院先の病院名
 証券番号

(注意) 被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず、損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。(この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」はありません。)事前に、損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に対して支払われた賠償金、見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

夜間・休日事故サービスセンター

(受付時間 土曜・日曜・祝日(12/31~1/3を含む) / 終日(24時間)
 平日夜間 / 午後5時から翌日午前9時)

☎ 0120-727-110

(株)損保ジャパン・ハートフルライン社にて運営されています。
 営業時間内は取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにご連絡ください。

その他のご説明事項

個人情報の取扱について

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、引受保険会社が経営破綻した場合で、かつ、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険料領収証・保険証券について

保険料をお支払いの際は、当社指定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。保険証券は大切に保管してください。なお、お申込み後1か月経過しても保険証券が届かない場合には、お近くの損保ジャパンにお問い合わせください。

代理店の役割

取扱代理店は引受保険会社との委託契約にもとづき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

次のような場合には事前に取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにご連絡ください。

住所を変更される場合

ご契約金額等ご契約内容を変更される場合

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結される場合 など

ご連絡のないまま万一事故を起こされた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険料(保険料分割払いの場合には、第1回目の分割保険料)の払込みがなかった場合には、保険金をお支払いしません。

保険料分割払いの場合、所定の払込期日の属する月の翌月末日を経過しても第2回目以降の分割保険料のお支払いがなかった場合には、払込期日の翌日以後に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。ただし、保険料のお支払いがなかったことにお客様の故意や重大な過失(注)がなかったと当社が認めた場合には、払込猶予期間を払込期日の翌々月の25日まで延長させていただきます。また、2か月連続して払込期日までに所定の分割保険料のお支払いがなかった場合は、保険契約を解除することがあります。

(注) 重大な過失とは、当該ご契約において、過去にも残高不足による口座振替の再請求に対して引落しができなかったこと等がある場合をいいます。

ご加入いただく保険契約には、ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款および特約条項が適用されます。付帯される特約条項については、「普通保険約款・特約条項」をご覧ください。取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにお問い合わせください。

このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約手続・支払条件その他、この保険の詳細内容については取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにお問い合わせください。また、ご契約の際には「普通保険約款・特約条項」をご覧ください。

ご契約者以外に保険の補償を受けられる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

 **株式会社 損害保険ジャパン**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03(3349)3111
 ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先

(SJ06-08650 2006.12.25) (99HL6010) 121300